



2021年4月13日

各 位

会社名 株式会社白鳩
代表者名 代表取締役会長 池上 勝
(コード: 3192 東証JASDAQ)
問合せ先 代表取締役社長 服部 理基
(TEL. 075-693-4609)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、2021年5月27日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するためのものです。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条(招集権者及び議長)及び第21条(取締役会の招集権者及び議長)につきましてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (5) (条文省略) (新 設) (6) 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (5) (現行どおり) (6) 倉庫業 (7) 前各号に付帯関連する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会において<u>あらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会において<u>あらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上